中継器	中第25～9号	25. 12. 25	能美防災株式会社　東京都千代田区九段南四丁目7番3号
GR型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	受第18～12～4号	〃	〃
〃	受第18～12～5号	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	又第25～60号	〃	〃
〃	又第25～61号	〃	〃
〃	又第25～62号	〃	〃

○総務省告示第八十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に規定する登録について、同条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

1　名称　ACB, Inc.
2　登録年月日　平成25年12月19日
3　住所　6731 Whittier Ave. Suite C110 McLean, VA 22101, アメリカ合衆国
4　登録に係る区分　電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業の区分

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
下北	青森県上北郡横浜町	横浜町長	平成二十六年一月一日から平成三十年三月三十一日まで
紀伊	三重県度会郡大紀町	大紀町長	平成二十六年一月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県有田郡湯浅町	湯浅町長	平成二十五年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで
	和歌山県有田郡有田川町	有田川町長	平成二十五年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで
丹後	京都府宮津市	宮津市長	平成二十五年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで
島原	長崎県雲仙市	雲仙市長	平成二十六年一月一日から平成三十年三月三十一日まで
西彼杵	長崎県長崎市（旧野母崎町、旧三和町、旧外海町及び旧琴海町の区域に限る。）	長崎市長	平成二十五年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域及びこれに類する地区の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
宇和海諸島	愛媛県宇和島市　九島、戸島、嘉島、日振島、竹ヶ島	宇和島市長	平成二十六年一月一日から平成三十年三月三十一日まで
松島	長崎県長崎市　池島	長崎市長	平成二十五年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで
高島	長崎県長崎市　高島	長崎市長	平成二十五年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年三月十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
三五三六	山内　**頌**	二六、一、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号